

## 健康づくり教材貸出要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、大崎保健所管内における健康づくりを推進するため、健康づくり教材（フードモデル及びパネル等）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出教材)

第2 貸出しする健康づくり教材は、別表に掲げるとおりとする。

### (使用料)

第3 貸出しする健康づくり教材の使用料は、無料とする。

### (借用できる者の範囲等)

第4 健康づくり教材を借用できる者は、大崎保健所管内の市町、保健医療機関、事業所、地域団体等であって、その使用の目的は営利活動でないものとする。

### (使用の申請及び許可)

第5 健康づくり教材を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、原則として借受日の1週間前までに健康づくり教材使用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めた場合は、当該教材の使用期間が他の団体等と重複していないことを確認の上、貸出しを許可する。

### (管理責任)

第6 使用者は、健康づくり教材を良好な状態で保管し、使用するものとする。この場合において、使用者は、教材を他の目的に使用し、又は転貸してはならない。

### (返却)

第7 健康づくり教材の貸出期間は、原則として7日以内とし、健康づくり教材の使用が終わったときは、使用者は教材を消毒の上、借受前の原状に復して、速やかに返却しなければならない。

2 使用者は健康づくり教材返却時に教材返却時チェックリスト（別紙）及び教材利用アンケート（様式第2号）を記入の上、併せて保健所長宛て提出するものとする。

### (遵守事項)

第8 教材を紛失し、又は破損したときは、使用者は直ちに保健所長にその状況を文書により報告しなければならない。

2 使用者の不注意又は不適切な使用により教材に損害が生じた場合は、原状回復に要する費用を使用者が負担するものとする。ただし、天災その他特別な理由があると保健所長が認めた場合は、この限りではない。

3 教材の使用に伴う事故等については、使用者の責任において対処しなければならない。

### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、教材の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。